



## 消費税の今後について思うこと

代表 長沼 隆弘

いよいよ、この10月1日から消費税の標準税率が10%になり、軽減税率も実施されます。軽減税率について「8%も10%も似たようなものだから、軽減税率などせずに10%に統一すればいいのに」という言葉をよく聞きますし、私も当初は同じように感じました。しかし、諸外国の消費税率（付加価値税を含む）を考えると将来的には当然の流れなのかもしれません。

フランスでは、消費税率が20%であり、軽減税率として旅客や宿泊施設利用料や外食などが10%、食品等は5.5%となっているようで、イギリスでは消費税率が20%で食料品等の生活に必要なものについては0%となっています。

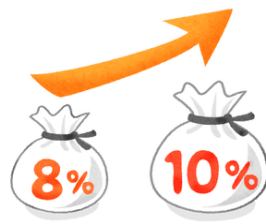
日本では、10月1日からですが、標準税率が10%、軽減税率が8%と2%しか違いませんが、まずは2%の間違いをしたとしてもあまり影響のない状態で、ある意味国民全体で練習をしたのち、事務的な処理に慣れた頃に標準税率を15%程度に増税を行い、軽減税率は5%に減税、などの改正が行われるのではないかと感じております。

ちなみに、アメリカには消費税と言うものはなく、Sales taxという「小売売上税」なるものがあるようで、その税率は州ごとに異なります。

日本の消費税に話を戻しますが、軽減税率導入のほかに、4年後の令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が始まります。どの様な制度かという点、まず事業者が税務署に登録を行い、各々番号を付与されてその番号を記載した請求書でないと購入側・支払った側で、仕入税額控除ができなくなるというものです。

時期が近づきましたら登録などについて、皆様にお知らせしてまいります。将来的にその様な変更があるということを知っておいていただければと思います。

今回の消費税改正に合わせ、キャッシュレス決済に対するポイント還元や、先日発表されました新札の発行時には銀行ATMの数が減少するという話も耳にします。軽減税率、インボイス、キャッシュレスと迫りくる変化に何かと対応を迫られますが、随時、情報をお伝えして参ります。



## 相続した空き家を売却...税金は?

実家を相続したものの、売却や有効利用が難しいため放置されていることも少なくありませんが、幸いにも売却できた場合は、どれくらい税金がかかるのでしょうか?

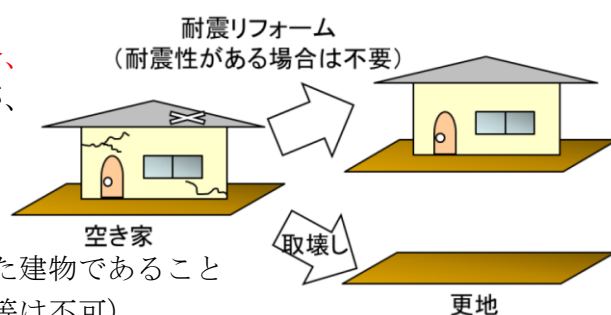
基本的には、売却価格から取得費と譲渡費用を控除した額（譲渡所得）に対し20.315%の税金がかかります。

なお、相続した実家（空き家）を、耐震リフォームするか取壊してから売却した場合、譲渡所得から3,000万円を控除できる特例が、平成28年4月から施行されています。

主な適用要件をあげますと…

- ① 被相続人の家屋とその敷地で
  - ・昭和56年5月31日以前に建築された建物であること
  - ・区分所有建物でないこと（マンション等は不可）
  - ・相続発生時に被相続人以外の方が居住していなかったこと
- ② 建物は譲渡時に耐震基準を満たすこと、または取壊して更地にして譲渡すること
- ③ 相続から譲渡までの間に使用（居住、事業、貸付）されたことがないこと
- ④ 相続から3年を経過する年の12月31日までの譲渡であること
- ⑤ 親子や夫婦など特別の関係がある人に対する譲渡ではないこと

これ以外にも細かな要件があり、実際に特例を適用できるかはご相談ください。（山谷）



## キャッシュレス決済でポイント還元

加盟店登録のご検討はお早めに!

2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、キャッシュレス決済にて代金を支払った場合には、購入額の最大5%のポイントが付与される「ポイント還元制度」が始まります。

実施期間は、2019年10月1日～2020年6月30日の9か月とされており、事業者は加盟店登録が必要です（事務所通信8月号もご参照ください）。

現在、加盟店登録手続き受付中で、制度開始が近づくと駆け込みが想定され制度開始に間に合わない可能性がありますので、早めにご検討ください。（杉浦）



## 身近になったフィンテック

最新の会計ソフトには、ネットバンクを利用している口座なら、自動取込の設定をすれば人間が仕訳入力することなく、自動的に通帳の取引内容を会計ソフトに取込む機能があります。ボタンをクリックするだけで、ネットバンクから日付、金額、摘要を取込んで、ソフトが科目を推定して自動で仕訳入力してくれます（もちろんそれを人間がチェックする必要があります）。

また、領収書をスマホで撮影して会計ソフトに飛ばすと仕訳入力されたり、クレジットカードの取引内容を直接会計ソフトに取り込んだりすることもできます。

ただ、何でも自動化するのがいいということでもありません。御社にとっての最善策を考えていきましょう。

## 今年の夏季研修

令和初となる定例の夏季研修を六甲スカイヴィラで行いました。

『原点回帰』～この職業を選択した理由～というテーマで、各自が発表を行い、それぞれの思いや背景を共有することができました。ちなみに、職業柄、子供のころから数字に強かったという職員が多かったです。

今年で50年となりますが、先代から引き継いできた理念を若い世代へと継承しつつ、今後も皆様とともに発展していきたいと思っております。（石川）



## 新入職員紹介

岡治 俊祐

平成2年5月10日生 A型

平成31年1月に入社致しました。

動物が好きで、昨年までミニチュアダックスフンドを飼っていました。

事務所の一員として、お客様のお役に立てるように勤めてまいりますので、よろしくお願い致します。



## 編集後記

第126代目 天皇陛下が即位され、「令和」の時代が始まりました。皇后雅子さま、ステキですね。良き時代が予感されます。東京2020オリンピックの観戦チケットの抽選が行われました。当たりましたか?私の周りでは当たった話を聞いていません!

当事務所も、おかげさまで創業50周年を迎えることができました。ありがとうございました。

暑くはじめじめした日が続きますが、下半期も巡回監査・決算で訪問させていただきます。頑張ります。今回は、業務2課がお届けしました。（吉本）